

第2講 労働統計(2)：賃金と労働時間

田中重人 (東北大学文学部教授)

[テーマ] 賃金と労働時間の統計

1 労働力調査について追加説明

- 「役員」とは 「会社」組織になっている場合、その社長、専務、取締役……など。
- 「自営業主」と「雇用者」のちがいは境界は実はあいまい(何を契約して働いているのかははっきりしていないことが多い)
- 「塾の試験などの採点・添削を自宅でおこなう」「内職」(雇用契約ではないが、独自の資本をほとんど持たず、取引先が1社に限られている)
- 非正規雇用の分類 簡単に答えられる合理的な分け方がないので、「呼称」でわけている

2 前回宿題について

[課題] 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」について、2019年に発覚したのはどのような問題か。また、それはなぜ問題だと考えられるか。

総務省(2019)から「結果報告書」を読むとくわしいことがわかるが、長くて難解なので、新聞報道などをみて概要を把握してから内容を検討するとよい。調査の精度などへの影響については厚生労働省(2019)を参照。ただし、これらは政府自身による評価結果であることに注意。

[解答例] (1)一部の産業(バー、キャバレー、ナイトクラブ等)を調査対象から除外していた、(2)調査員による訪問調査をしなければならないのに郵送調査をおこなっていた、(3)調査計画と実際の調査の提出期限がちがっていた、(4)政府統計の「一斉点検」がおこなわれたときにこれらの問題を報告していなかった、などの問題があった。これらがなぜ問題かという点、(A)調査計画や調査報告書に嘘の記述をしていたことになる(B)調査の精度が下がったり結果が偏ったりする、という弊害があるからである。

提出した課題を修正したい場合は、再提出場所をGoogle Classroomに作っておきますので、そちらに出してください。その場合、注釈をつけるなどして、どこをどう修正したかがわかるようにしておいてください。

気を付けてほしいこと：

- 資料そのままではなく、自分が理解した内容を書く
- 参照した資料の情報を書く
- 引用するときは鍵括弧で囲むなど、引用であることをはっきりさせる

やりかたがよくわからない場合は、たとえばつぎのような方法を試してみてください：

「常用労働者」というのは、雇用期間の定めのない契約または1ヶ月以上の期間の契約で雇われている労働者をいいます。2017年以前の調査では、この「常用労働者」の定義がちがっていました <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/chinginkouzou_02.pdf>。

4 宿題

つぎの各項目間の関係について整理して述べよ：

- 「労働契約」
- 「就業規則」
- 「労使協定」(または労使委員会決議)
- 「労働協約」
- 労働基準法などで定められた労働条件の基準

参考資料：水町勇一郎 (2010) 『労働法』(第3版) 有斐閣 ISBN:9784641143944. 88, 89, 92-97 ページ。【資料をGoogle Classroom に掲載済み】

文献

鈴木不二一 (1995) 「賃金構造基本統計調査」(特集 労働統計を読む) 『日本労働研究雑誌』 419, pp. 30-31.

総務省 (2019) 「賃金構造基本統計調査」に関する調査・検証の結果<結果に基づく通知> (2019年3月8日) <https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_180521_00003.html>

厚生労働省 (2019) 「賃金構造基本統計調査の数値の妥当性について」 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/chinginkouzou_01.pdf>